

【改正入管法関連】

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

開催について

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、この新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、法務省が下記のとおり説明会を開催されますので、御案内いたします。

1 日時

平成31年3月15日（金）13時30分～16時30分

（受付13時10分から）

2 場所

ピアザ淡海 2階 ピアザホール

〒520-0801 大津市におの浜1-1-20

3 説明会の対象者【定員：400名 先着順】

（1）在留資格「特定技能」を含む、外国人材の受入れを希望される滋賀県内
所在の企業・団体・個人の方

（2）改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される滋賀県内
所在の企業・団体・個人の方

（3）滋賀県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会日程（予定）

第一部 制度説明

第二部 分野別個別説明（登壇の省庁は調整中です）※

第三部 質疑応答

※特定産業分野の所管省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）による14分野毎の説明を予定していますが出席できない省庁がある場合もあります。

5 主催

法務省

6 協力

滋賀県

7 申込み方法

別紙の参加申込書をFAXしてください。